

都市と農山漁村のパートナーシップについて

Partnership between Urban and Rural Areas

加藤 徹

KATO Toru

1. はじめに

都市と農山漁村の共生・対流については、平成 15(2003)年 6 月には民間による「都市と農山漁村の共生・対流推進会議」(通称;オーライ!ニッポン会議)が設立され、国民運動的に展開されようとしている。そのような中で、日本学術会議の第 6 部において、平成 16(2004)年 9 月に、主として生活と社会の観点から、第 6 部の関連する研連が本課題に係わる科学的な知見を集積、分析して、都市と農山漁村の新たな関係の構築について研究する目的で「都市・農山漁村パートナーシップ専門委員会」が立ち上げられ、学術的な視点からの検討が進められている。

本報では、わが国における都市と農山漁村の共生・対流に関する施策の流れとともに、その現状と課題について若干の整理を試みた。

2. 都市と農山漁村の共生・対流に関する施策の流れ

「都市と農山漁村の共生」についての施策として最初に取り上げられたのは平成 4(1992)年 6 月に発表された 21 世紀を展望した「新しい食料・農業・農村政策の方向」(新農政プラン)である。下表には農水省を中心とした都市と農山漁村の共生・対流に関する施策等の流れの概要を示す。

表 都市と農山漁村の共生・対流に関する施策等の流れ(農水省関連)

年 月	項 目
・1990(平成 2)年 6 月	『市民農園整備促進法』制定
・1992(平成 4)年 6 月	「新農政プラン」(農水省)において“都市と農村の共生”の位置づけ
・1994(平成 6)年 6 月	『農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律』制定 (通称;グリーン・ツーリズム法又は農村休暇法)
・1999(平成 11)年 6 月	『食料・農業・農村基本法』制定 都市と農村との間の交流の促進、市民農園 の整備の推進その他必要な施策を講じる(法第 36 条)
・2001(平成 13)年 4 月	(財)都市農山漁村交流活性化機構設立
・2002(平成 14)年 4 月	「食と農の再生プラン」(農水省) 柱の一つとして「都市と農山漁村の共生・対流」
・ 9 月	「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム」設置 (官房副長官、農水副大臣を中心に関係副大臣で構成)
・2003(平成 15)年 3 月	NPO 法人ふるさと回帰支援センター設立 (100 万人のふるさと回帰・循環運動) (設立参加団体:連合、全国 JA 中央会、全国森林連、全国漁協連、日本生協連、等)
・ 6 月	「都市と農山漁村の共生・対流推進会議」(オーライ!ニッポン会議)設立
・ 9 月	水とみどりの「美の里」プラン 2 1

このように、「都市と農山漁村の共生・対流」の施策は現在、都市側へのインセンティブ(誘発)、農山漁村の魅力の向上、都市と農山漁村の橋渡し、の 3 方向から農水省をはじめ国土交通省、環境省、厚生労働省など関係各省で展開されている。

3. 都市と農山漁村の共生・対流の現状と課題

(1) 都市と農山漁村の共生・対流(グリーン・ツーリズム)の現状

まず都市と農山漁村の共生・対流の現状について、グリーン・ツーリズムでみると、『グリーン・ツーリズム法』が目指した滞在型余暇活動の農家民宿利用者は平成 12(2000)年末現在で約 870

宮城大学食産業学部 School of Food, Agricultural and Environmental Science, Miyagi University

キーワード;都市と農山漁村、共生・対流、グリーン・ツーリズム

万人（観光目的宿泊客数 3 億 1,300 万人の 3%）で、この農家民宿は現在約 5,000 軒の農家が営業しているものと推測されている。平成 12 年の調査では、農家レストランが約 500 軒、農林産物直売所が 6,000 力所を超え、さらに平成 13 年度末の市民農園施設は 2,610（12 年度末 2,512）力所（総区画数 14 万区画、約 14 万世帯が利用）に及んでいる。このように、平成 4 年の新政策（新農政プラン）での施策としての位置づけ以降、法律や事業制度、さらには国民的運動を展開するための仕組みなどはやや整備され、活動としても一応の成果は得られていると評価できる。

しかし、わが国ではヨーロッパのような長期休暇制度がないこと、滞在型の農家民宿の場合には『旅館業法』、『食品衛生法』、『消防法』などの法規制をうけること、などから農業農村体験学習等を除けば滞在型の余暇活動は苦戦を強いられている。これに対して、日帰り型の農家レストラン、直売所の開業は順調に増加するなど、いわゆる日本型（滞在・通過融合型）のグリーン・ツーリズムが展開されている。

（2）都市と農山漁村の共生・対流の今後の課題

私的見解として、都市と農山漁村の共生・対流の課題を列挙すれば、情報の集約と発信の問題、人材の育成、「共生」の場 - グリーントーリズムの中山間地への特化 - の問題、農家民宿・民泊の規制等の問題、などである。

情報の集約と発信の問題については、情報の集約化とポータルサイト等を通じた情報提供が望まれる一方、当面は IT 以外の情報誌等による情報発信も必要である。人材育成については、グリーン・ツーリズム等のプランナー、インストラクターなどが不足し、この人材育成も急務であろう。共生・対流の場は、中山間地、山間地に特化しており、農業の大宗を占める平地農業地域の基盤作りをどのように進めるかが今後の課題の一つである。規制緩和等の問題については、少し具体的にみってみる。農家民宿の場合には、農家の副業としてある程度の収入を恒常的にめざすもので、幾つかの法律等の規制をクリアしなければならない。まず場所の問題では、新築する建物が、農地、農振区域、自然公園等に関われば、『農地法』、『農振法』、『自然公園法』などの適用を受け、転用許可等の手続きが必要となる。建物については、『旅館業法』、『建築基準法』、『浄化槽法』などの適用を受ける。農家民宿の場合には、『旅館業法』、『消防法』、『食品衛生法』の適用となり、この条件をクリアしなければならない。ただし、契約的に宿泊させる農家民泊の場合には、『食品衛生法』は適用されるが、『旅館業法』の適用をうけないため、現在、農業・農村体験をしながらの修学旅行生の受け入れなどの場合には農家民泊が主流となっている。この農家民宿については「大分方式」、農家民泊については「宮城ルール」という規制緩和の先進事例がある。さらに、最近では構造改革特区を活用した種々の規制緩和の試みがなされてきているが、滞在型余暇活動が定着するには、この規制緩和と長期休暇制度の導入などが鍵となるのではないだろうか。

4. おわりに

都市と農山漁村の共生・対流についての制度や仕組みは着実に整えられてきている。しかし、前述のように課題も少なくない。なお、日本学術会議の「都市・農山漁村パートナーシップ専門委員会」では、農業総合科学研究連絡委員会主催のシンポジウム「都市と農山村の共生による新しいライフスタイル」（平成 17 年 6 月 25 日、名古屋大学野依記念学术交流館）の共催とともに、各委員からのレポートを取り纏め、第 19 期（平成 17 年 9 月まで）の期間中に報告書を作成する予定となっている。

文献 1) 日本農業新聞：農政大改革（「新しい食料・農業・農村政策の方向」を徹底分析）、日本農業新聞、pp.138-163（1992）、2) 杉田伸樹ほか：（座談会）日本型グリーン・ツーリズムの現状と農山漁村地域振興への課題、岐阜を考える No.115（特集；グリーン・ツーリズム）、（財）岐阜県産業経済振興センター、pp.9-20（2003）、3) 中道 宏：都市と農村の共生、農村計画学会誌 22(2)、pp.87-90（2003）、4) 日野昭男：我が国におけるグリーン・ツーリズムの展開と農山漁村地域の活性化、岐阜を考える No.115（特集；グリーン・ツーリズム）、pp. 21-26（2003）、5) 青木辰司：日本型グリーン・ツーリズムの課題 - 都市農村交流のオルタナティブ、月刊地域づくり 2003.1 特集、（財）地域活性化センター（2003）

